

## 平成24年6月井手町議会定例会会議録目次

### 第 1 号（6月25日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	8
一般質問	8
村田晨吉議員	8
1 道路標識・標示等の修復について	
2 有害鳥獣対策について	
木村武壽議員	11
1 町内の府道及び町道の安全対策について	
2 国民健康保険事業について	
岡田久雄議員	14
1 通園、通学路の安全点検について	
2 高齢者の安全を確保する「救急医療情報キット」携帯用「救急安全シート」の導入について	
3 自治体災害協定について	
中坊 陽議員	22
1 町道22号線（椿坂道）について	
2 全国へ「小野小町」のアピールについて	
谷田 操議員	25
1 原子力事故対策について	
2 放課後児童クラブについて	
3 通学路問題	
報告第7号 専決処分の報告について	34

報告第 8 号 専決処分の報告について……………	3 6
報告第 9 号 繰越明許費繰越計算書について……………	3 6
農業委員の推薦について……………	3 6
議案第 2 5 号 井手町公平委員選任につき同意を求める件……………	3 7
議案第 2 6 号 井手町教育委員選任につき同意を求める件……………	3 7
議案第 2 4 号 平成 2 4 年度井手町一般会計補正予算（第 1 回）……………	3 8
散会……………	5 0
署名議員……………	5 1

## 第 2 号（6 月 2 9 日）

応招・不応招議員……………	5 3
出席・欠席議員……………	5 3
出席事務局職員……………	5 3
出席説明員……………	5 4
議事日程……………	5 5
開会……………	5 6
会議録署名議員の指名……………	5 6
議案第 2 3 号 町道路線認定の件……………	5 6
選挙管理委員及び同補充員の選挙……………	6 0
平成 2 3 年度城南土地開発公社（第 1 回）補正事業計画に関する報告書並びに平成 2 4 年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書について……………	6 1
発議第 2 号 「こころの健康基本法（仮称）」の法制化を求める意見書……………	6 2
発議第 3 号 尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書……………	6 4
発議第 4 号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書……………	6 7
発議第 5 号 大飯原子力発電所 3 号機、4 号機の再稼働に関する意見書……………	7 0
発議第 6 号 消費税 1 0 % への増税に反対する意見書……………	7 2
議員派遣の件……………	7 3

委員会の閉会中の継続調査の件	7 4
閉会	7 4
署名議員	7 5

平成24年6月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

平成24年6月25日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成24年6月25日 午前9時58分 議長 村田忠文

閉会 平成24年6月25日 午後2時24分 議長 村田忠文

応招議員

1番	西島	寛道	2番	村田	晨吉
3番	木田	鈴美	4番	岡田	久雄
5番	岩田	剛	6番	森田	泰雄
7番	古川	昭義	8番	村田	忠文
9番	丸山	久志	10番	中坊	陽
11番	谷田	操	12番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	西島	寛道	2番	村田	晨吉
3番	木田	鈴美	4番	岡田	久雄
5番	岩田	剛	8番	村田	忠文
9番	丸山	久志	10番	中坊	陽
11番	谷田	操	12番	木村	武壽

欠席議員

6番	森田	泰雄	7番	古川	昭義
----	----	----	----	----	----

会議録署名議員の氏名

3番	木田	鈴美	10番	中坊	陽
----	----	----	-----	----	---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 池田 清隆 議会書記 乾 浩朗

議会書記 寺井 佳孝 議会書記 野崎 裕美

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 汐見 明男  
教 育 長 松田 定  
理事兼保健医療課長事務取扱 加賀山 睦  
理事兼上下水道課長事務取扱 松山 正伸  
会 計 管 理 者 ・ 藤 林 学  
会 計 課 長 兼 務  
企 画 財 政 課 長 脇本 和弘  
住 民 福 祉 課 長 嶋田 昌弘  
保健センター所長・  
地域包括支援センター所長兼務 奥山 英高  
産 業 環 境 課 長 藤崎 裕司  
学 校 教 育 課 長 小川 淳一

学校給食センター所長 田村喜代一

副 町 長 中谷 浩三  
理事兼総務課長事務取扱 西島 栄治  
理事兼建設課長事務取扱 中村 秀一  
理事兼同和・人権政策課長事務取扱 西島 楠博  
教 育 次 長 ・ 木 田 修 司  
山吹ふれあいセンター所長兼務  
税 務 課 長 中島 一也  
高 齢 福 祉 課 長 花木 秀章  
建 設 課 参 事 畑中 智博  
いづみ人権交流センター所長・  
いづみ児童館長兼務 山口 敏彦  
社 会 教 育 課 長 ・ 木 村 坂 次  
図 書 館 長 兼 務

#### 議 事 日 程

別紙のとおり

#### 会 議 に 付 し た 事 件

別紙のとおり

#### 会 議 の 経 過

別紙のとおり

# 平成24年6月井手町議会定例会

## 議 事 日 程〔第1号〕

平成24年6月25日（月）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 報告第7号 専決処分の報告について
- 第6 報告第8号 専決処分の報告について
- 第7 報告第9号 繰越明許費繰越計算書について
- 第8 農業委員の推薦について
- 第9 議案第25号 井手町公平委員選任につき同意を求める件
- 第10 議案第26号 井手町教育委員選任につき同意を求める件
- 第11 議案第24号 平成24年度井手町一般会計補正予算（第1回）

## 議事の経過

議長（村田忠文） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦  
労さんでございます。

平成24年6月定例会を開会するに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

各議員には、公私ご多用のところ、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本定例会は、汐見町長より6月定例町議会を招集されました。各議案につきまして、慎重にご審議をいただきますとともに、理事者各位につきましては、適正かつ明確な答弁をいただきまして、住民の信頼と負託にこたえられますよう期待します。

いよいよ梅雨の季節となりましたが、議員並びに理事者各位におかれましては、体調の管理に十分ご留意をいただきますとともに、円滑な議会運営が行われますようお願いを申し上げまして、開会のあいさつといたします。

本日の会議に、森田泰雄議員、古川昭義議員から欠席届が出ておりますので、ご報告を申し上げます。

次に、井手町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例の規定に基づきまして、「農業委員の推薦について」を皆様のお手元に配付いたしました。なお、日程事項として組み入れておきますので、よろしくご審議願います。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、平成24年6月井手町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定によって、3番、木田鈴美議員、10番、中坊陽議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月29日までの5日間にし  
たいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（村田忠文） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月

29日までの5日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、平成24年度補正予算1件、同意案件2件、認定及び承認案件各1件、報告案件2件、並びに一般質問は5名であります。

なお、本日の会議は皆様のお手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

それでは、審議を行います前に、今期定例会に町長よりあいさつをいたしたい旨申し出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） 皆さん、おはようございます。本日、ここに6月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用中のところご参集いただきまして、まことにありがとうございます。平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでありまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

さて、平成23年度の出納整理期間も5月31日をもって終了いたしましたので、平成23年度の各会計別の収支状況をご報告させていただきます。

まず、一般会計であります。町税収入では、法人町民税等の減収によりまして、約8億9,700万円、前年度に比べ、約5億9,600万円、率にして39.9%の大幅な減となる見込みであります。また、普通交付税につきましても、昨年度に法人町民税が大幅に伸びたことや、国勢調査が実施され、人口が減少したことなどにより、約9億900万円、前年度に比べ、約2億4,100万円、率にして21%の減となる見込みであります。特別交付税は、東日本大震災の影響などもあり、前年度を大きく下回るのではないかと心配しておりましたが、約3億2,100万円、前年度に比べ、約700万円、率にして2.1%、若干の減となる見込みであります。そのほか、未来づくり交付金をはじめ、他の補助金等につきましても、従来どおり京都府より手厚いご支援をいただいた結果、歳入総額約39億4,000万円、歳出総額約35億7,000万円で、繰越明許費を除いた実質収支額は約3億6,000万円の黒字となる見込みであります。

中身的にも、地球温暖化対策実行計画に基づき進めてきております太陽光発電装置の設置やLED照明の整備、また、地域の景気回復や雇用の促進を図るための緊急雇用創出事業の実施、さらには、災害に強いまちづくりのた

め、備蓄倉庫や備蓄物資の購入をはじめ、水防倉庫の移設や消防車庫の整備など、一層充実した内容となっております。

しかし、本町の財政は、自主財源に乏しく、地方交付税や国・府支出金などの依存財源に頼っておることから、経済動向や国・府の状況によりまして大きな影響を受けるという構造になっております。したがって、今後の行財政運営には、十分な注意が必要であると考えております。

次に、特別会計であります。国保会計を除くすべての会計の実質収支額は黒字になる見込みであります。なお、実質収支が赤字の国保会計は、基金もないことから、赤字補てんとして6,150万円の地方債を借り入れても、約800万円の赤字が出る見込みでありまして、大変深刻な財政状況にあります。今後も、このような厳しい状況が予想されることから、引き続き国や京都府に対して支援を要望していくとともに、国保運営協議会等のご意見も伺いながら、財政の健全化に努めてまいらなければならないと考えております。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第23号、町道路線認定の件ほか6件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第23号は、町道路線認定であります。

議案第24号は、平成24年度一般会計の補正でありまして、補正総額は1億8,476万7,000円の増で、補正後の一般会計予算は38億1,976万7,000円であります。

歳出につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず、総務関係では、昨年度から計画的に改修しております各区の掲示板の購入費に250万円計上いたしております。

次に、民生関係では、現在使用していない旧玉川共同浴場を老朽化と防犯上の観点から解体するに当たり、1,650万円計上いたしますとともに、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯を訪問しながら見守り活動をする事業として60万円計上いたしております。

次に、衛生関係では、乳幼児の食育指導相談等の事業に110万円計上いたしております。

次に、労働関係では、失業者等の一時的な雇用就業機会をつくるため、道路や河川の維持、住宅環境や学校内環境の整備などの緊急雇用創出事業に約4,825万円計上いたしております。

次に、農林関係では、弁護士の手委託費に160万円計上いたしますとともに、井手土地改良区の揚水機が老朽化により故障したため、その改修費用の補助金に18万円計上いたしております。

次に、土木関係では、町内の道路改良に4,600万円、都市計画区域の検討をするための都市計画基礎調査に500万円、JR玉水駅等概略設計業務に500万円、それぞれ計上いたしております。

次に、消防関係では、災害に強いまちづくりを目指して、各区において一時的に避難するための防災空地の整備に3,289万円計上いたしております。

次に、教育関係では、井手小学校南側のフェンス改修に850万円、井手・多賀小学校のトイレ改修に1,000万円、それぞれ計上いたしております。

以上が歳出予算の主なものでありまして、その財源といたしましては国庫支出金900万円、府支出金6,732万7,000円、寄附金及び諸収入254万7,000円、町債5,570万円、繰越金5,019万3,000円計上いたしております。

今回、約1億8,000万円と、私が町長に就任以来、6月補正としては最も大きな額となりましたのは、町内の冷え切っている景気を少しでも回復すべく、国や府の補助金などを有効に活用しながら、次年度以降に計画していた道路や河川の整備をはじめ、教育施設の改修などの事業を前倒しして実施しようとするものによるものであります。

議案第25号及び議案第26号の2件は、いずれも任期満了に伴う委員の選任についてでありまして、どうか同意願いたく提案するものであります。

報告第7号及び報告第8号の2件は、いずれも専決処分の報告でありまして、地方自治法の規定によりまして、処分を行ったときには、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならないとなっておりますので、あわせて提出いたしております。

また、報告第9号、繰越明許費繰越計算書は、平成23年度より繰り越した事業の報告であります。

以上が、本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。私のあいさつ並びに提案説明とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

議長（村田忠文） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

井手町監査委員から、5月分の例月出納検査結果報告書を受領しましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ごらんおきください。

これで、諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は5名であります。発言の順番は受付順にします。

この際、申し上げます。質問についての発言時間はそれぞれ20分以内とします。順次質問を許します。

村田晨吉議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 村田晨吉議員。

2番（村田晨吉） 2番、村田晨吉です。さきに通告しておりました次の2点についてお尋ねをいたします。

まず、最初に、道路標識・標示板などの修復についてであります。道路上にはさまざまな標識や標示があり、車の通行方法や車の運転のために貴重な情報を提供してくれます。しかし、残念ながら、その標識や標示に対する運転者の理解は十分とは言えません。また、過日、亀岡市で悲惨な事故が発生したように、無謀運転者もあります。

我が町におきましても、上狛城陽線のバイパスができたとはいえ、町内を通行する車両も多く、中には心ない運転者も多数見られ、特に車両の通行量の多い時間帯は、小・中学生が通学する時間帯と重なっており、いつ大惨事が起こるかという懸念があります。過日、府、警察、行政、学校、PTA、見守り隊による府道・町道の通学路点検が実施されましたが、どのような結果だったのか、危険箇所についてはどのように対処されるのか。

また、府道の路面表示の白線や横断歩道を知らせるひし形マークが薄くなったり、消えているところがあります。さらに、カーブミラーの下に取りつけてある「注意」「とまれ」などの標識板が経年変化で劣化しており、判読しがたい箇所が多くあり、早急に修復する必要があります。

通学路の要所要所には、見守り隊に誘導していただいておりますが、小・中学生は白線の外側、路肩側の狭いところを歩かねばなりません。歩道の新設など、改めて道路管理者が安全対策を見直す必要があります。町としては、

このような状態をどのように把握や理解をしておられるか、早急に手段を講じる計画はあるのか、お伺いをいたします。

次に、有害鳥獣対策についてですが、去年は幸いにして有害鳥獣被害は少なかったと思いますが、今年度はアライグマ、タヌキなどの出没の情報が来ております。

北米原産のアライグマに見られるアライグマ回虫は、基本的にアライグマ以外の動物では成虫になることはないのですが、人間がその虫卵を経口摂取すると幼虫移行症を引き起こし、致命的な中枢神経障害の原因となるため、我が国においても、北米から輸入されたアライグマが多数生息しているため、それらの人への感染を防ぐ注意が必要であります。

テレビアニメーションのブームによって我が国に輸入されたアライグマの頭数は、多い年で約1,500頭になっており、その結果、諸施設や一般家庭で飼育されたアライグマの総数は2万頭ぐらいと推計されており、その一部が飼育できずに遺棄されたり、逃亡されたため、野外で定着・繁殖している状況であり、国内32都道府県で確認されております。

アライグマの性格は、刺激しない限り横暴なことはしないのですが、刺激すると、自分の身を守るために横暴な性格をむき出しにし、攻撃するようになります。特に、犬に対する敵がい心は旺盛なため、犬を連れて散歩している方は注意が必要です。

5月25日にも、多賀北部でもアライグマの出没情報が寄せられたと思いますが、その後の対応をお伺いします。また、5月30日には、多賀南部で皮膚病のタヌキを産業環境課職員によって捕獲してもらいましたが、タヌキはもう一匹出没しております。仕掛けてある「おり」はえさだけ食われており、タヌキは捕獲できていないことから、踏み板式の軽い衝撃でもふたが閉まるように改善したおりが必要だと考えます。

県によっては外来生物法に基づいてアライグマの防除実施計画を立てておられていますが、井手町でのアライグマ・タヌキなどの防除活動などの計画はあるのでしょうか、お伺いします。

以上です。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 西島理事。

理事（西島栄治） 村田晨吉議員のご質問にお答えします。

1点目の道路標識・標示等の修復についてであります。4月に亀岡市で集団登校中の児童らの列に無免許運転の車が突っ込み、児童と保護者の10人が死傷するなど、社会を震撼させる交通事故が発生しました。この事故を受けて、本町として、住民、特に児童生徒の尊い命と平穏な生活を守るため、先月16日に関係する行政機関を交えた交通安全対策緊急会議を開催してきました。その会議内容につきましては、事故後の各小・中学校での取り組みや、これまでに調査した通学路の危険箇所33カ所について報告を受けるとともに、今後の対応などを協議してきたところであります。

その後、5月28日と6月5日、8日の3日間、現地調査を行い、その結果、府道関係につきましては既に要望している箇所もありまして、現在、関係機関に危険箇所の状況や当面の対応策、中長期の対応策などを依頼しているところであります。また、本町の所管するカーブミラーにつきましても一部取りかえを行っており、今後も順次整備をしてまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 藤崎産業環境課長。

産業環境課長（藤崎裕司） 2点目の有害鳥獣対策についてであります。まず、アライグマの出没状況につきましては、5月25日に連絡を受けまして、職員が現場に駆けつけましたが、アライグマを見つけることはできませんでした。現在のところ、その後の目撃情報などは入ってきておりませんが、随時パトロールを行っており、通報等がありましたら、防除計画に基づきまして、目撃者や農家などと相談の上、駆除・防除に努めてまいりたいと考えております。

また、防除計画につきましては、タヌキは特定外来生物ではなく、国内に生息する狩猟対象獣ですので、法律に基づく防除計画は策定しておりませんが、アライグマは「特定外来物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」によりまして、平成24年3月に井手町アライグマ防除実施計画を策定しておりまして、被害の軽減を図ることとしております。

議長（村田忠文） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 村田晨吉議員。

2 番（村田晨吉） 2 番、村田晨吉です。

1 番目の道路標識・標示板の修復についてですが、過日、京田辺市を歩いていると、歩道と車道の間で色分けをしているところがあって、これはいいなと思ったんですけども、その辺の方策も講じてもらえたら大変結構かと思えます。要望としてお願いいたします。

以上です。

議長（村田忠文） 次に、木村武壽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 木村武壽議員。

1 2 番（木村武壽） 1 2 番、木村武壽です。おはようございます。通告に基づきまして、一般質問を次の 2 点についていたします。

まず、1 点目としましては、町内の府道及び町道の安全対策についてであります。2 番目としまして、国民健康保険事業についてであります。

質問要旨としまして、1 点目の町内の府道及び町道の安全対策についてでございます。まず初めに、京都府亀岡市の無免許・居眠りによる交通事故殺傷事件で被害に遭われました方々のご冥福とお見舞いを申し上げたいと思えます。

さて、井手町では、この事件の後すぐに、府道・町道の安心・安全の見直し等を含めまして、各種各層の団体関係者を集めて、交通安全対策緊急会議が開かれたと聞いておりますが、その状況をお尋ねいたします。

その後、現場において検証しながら検討されたとも聞いておりますが、そのとき、歩行者及び子供視線の意見を聞かれましたか、お尋ねをいたします。その結果、指摘された箇所は何か所ありましたか、軽微なものについては即実行されましたか、お尋ねいたします。

次に、2 点目であります。国民健康保険事業についてであります。国民健康保険法第 4 条の規定によりますと、国は国民健康保険事業の運営が健全に行われるように努めなければならない、また、都道府県は必要な指導をしなければならないとありますが、3 月定例会におきまして補正予算が提出をされ、決算見込みで約 8, 0 0 0 万円の赤字ということでお聞きしていましたが、次のことについてお伺いをいたします。

国及び京都府から、個別具体的にどのようなご指導をされてきたのか、お伺いをいたします。また、井手町国保事業で、独自の取り組み状況もお尋ね

いたします。中でも、医療費の縮減対策に取り組んでいると聞いておりますが、その効果もお尋ねいたします。また、税込確保の取り組み状況はどうであったかもお伺いいたします。債務の返済では、返済するための計画や赤字を解消する計画はあるのでしょうか。また、保険税の引き上げなど考えていないのか、お尋ねをいたします。

以上です。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 木田教育次長。

教育次長（木田修司） 木村議員の1点目の、町内の府道及び町道の安全対策についてお答えいたします。

4月に亀岡市で集団登校中の児童らの列に無免許運転の車が突っ込み、児童と保護者の10人が死傷するなど、社会を震撼させる交通事故が発生しました。この事故を受けて、本町では、住民、特に児童生徒の尊い命を守り、安全な生活を確保するため、5月16日に山城広域振興局、田辺警察署、山城北土木事務所など京都府関係行政機関と、井手町議会、綴喜交通安全協会、区長会、青少年を育てる会や学校、PTA、子ども見守り隊にも参加いただき、井手町交通安全対策緊急会議を開催いたしました。この会議では、事故直後からの小・中学校での取り組みや各学校が集約した危険箇所についての報告を受け、協議を行いました。

その後、5月28日には府道上狛城陽線、6月5日には多賀小学校区の町道通学路、6月8日には井手小学校区の町道通学路の現地調査を、さきの井手町交通安全対策緊急会議の関係者により行いました。この3日間の現地調査では、PTA、子ども見守り隊、学校など、それぞれ現場を日常的によく把握されている方々から、歩行者や子供目線に立った意見をいただくとともに、運転者の視点からの検討も行われたところであります。

その結果、危険箇所は33カ所であり、既に町道関係では本町の所管するカーブミラーや注意看板の設置など、一部取りかえや設置を済ませるとともに、府道関係につきましても、井手小学校前信号機の設置要望などが行われたところであります。なお、今後は、関係機関と具体的に協議し、それぞれの危険箇所について、直ちに実施するものや中長期的に整備するものなど、計画的に改善を進めていきたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（村田忠文） 加賀山理事。

理事（加賀山睦） 木村議員の２点目の国民健康保険事業についてであります。一つ目の国や京都府からの指導につきましては、１月末に決算見込み額を算定いたしましたところ、多額の歳入不足となることが判明し、対応策を京都府に相談いたしましたところ、府の基金貸付制度を利用されることが当面の財源措置としては適切であるとの助言でありましたので、府からの無利子貸し付けを受け、３月定例会に補正予算として提出したところであります。

二つ目の国保事業の医療費縮減対策の取り組みとその効果につきましては、医療費の縮減対策については、病気にならないための予防対策が極めて重要であることから、生活習慣病対策として、今日まで特定健診の未受診対策に努めてきましたが、２３年度においては５８７人が受診され、３６．５％の受診率で、昨年度に比べて２０５人の増加となり、受診率も１１．４％の伸びとなったところであります。

また、特定健診の結果から、メタボ基準該当・予備群の方から２０人を対象に保健師等による予防教室を開催し、食生活と運動について集団・個別指導を行い、予防対策に取り組んできたところであります。さらに、特定健診等のデータ分析を行い、本町の傾向と課題等を把握することができたことも効果があったものと考えております。

三つ目の税収確保の取り組みにつきましては、未納者対策が大きな課題であり、京都地方税機構と連携を強化し、税収確保に努めているところであり、２３年度の現年度の徴収率は９３．３３％で、前年度より１．７８％の増となっております。

四つ目の債権の返済及び赤字解消計画及び五つ目の保険税の引き上げにつきましては、債務の返済が平成２５年度から５年間、毎年１，２３０万円を返済しなければならないことから、返済額の確保と赤字の解消が喫緊の課題であり、国や京都府に交付金等の増額を要望するとともに、国保運営協議会のご意見も伺い、歳入確保を検討していかなければならないと考えております。

以上でございます。

議長（村田忠文） 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 木村武壽議員。

12番(木村武壽) まず、1点目の町内の府道及び町道の安全対策についてでございますが、今、木田次長の方から計画的に行うという答えをいただいたわけでございますが、運転者とか、いろんな状況で、スピード違反したら一番先につかまえられるのはこっちでございますが、取りあえず、こういうような計画的に行うのは非常にいいと思いますが、スピード違反をしてでも、早く計画に基づいて実施されるようお願いいたします。

それと、国保の無利子の貸付で補っているというような状況でございますが、無利子でもやっぱり借りたものは返さなあかんのやさかいに、できるだけそういうようなことのないように、計画的にこれからしてほしいと思います。

以上です。

議長(村田忠文) 要望でいいですか。

次に、岡田久雄議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 岡田久雄議員。

4番(岡田久雄) 4番、岡田久雄です。事前に通告しておりました3点につきまして一般質問を行います。

まず、1点目に、通園・通学路の安全点検について質問いたします。4月23日に亀岡市で集団登校中の児童らの列に軽自動車が入り込み、10人の死傷者を出した事故を受け、今、全国各地で警察や教育委員会、地域ボランティアなどによる通園・通学路の安全再点検作業が進んでいます。学校や地域が指摘する危険箇所は多数あると思いますが、二度とこのような悲惨な事故を起こさないために、改善に向けての取り組みが必要と思います。そこで、次のことについてお伺いします。

1、本町において、通園・通学路の安全再点検は、いつ、どのような体制で実施され、どのような危険箇所があったのか。

2、危険箇所改善が必要と判断された場所については、どのように対応されるのか。

3、今後も住民からの情報提供も必要と思います。住民への呼びかけやその連絡先について。

4、今後の交通安全対策緊急会議の取り組みや関係機関との連携について。

5、園児・児童への交通安全教育の取り組みについて。

6、以前より一般質問や地域要望が出されている井手小学校前の信号機の設置に向けての取り組みや見直しについて、お伺いいたします。

2点目に、高齢者の安全を確保する救急医療情報キット、携帯用救急安全シートの導入について質問いたします。高齢化に対応するため、全国の自治体で導入が相次いでいます。救急医療情報キットは、かかりつけの医者や持病、服用薬などの個人の医療情報を容器に入れて、自宅の冷蔵庫に保管しておくもので、高齢者が倒れた際に、駆けつけた救急隊が患者の情報を正確に把握することができ、迅速で適切な対応を可能にするものです。増加するひとり暮らしの高齢者の安全と安心を確保するのがねらいで配布されています。

また、それと同様の目的で配布されている携帯用救急安全シートは、外出時等の災害や万が一の場合に備え、キーホルダーに入れて、かばんやベルトなど見える位置に携帯して利用していただくものであります。高齢化が進む本町においても、地域住民の命を守るために、このような救急医療情報キットや携帯用救急安全シートの導入が必要であると考えます。そこで、次のことについてお伺いします。

1、本町では、昨年度1年間に何人の方が救急車、病気・けが等で病院に搬送されたのか、また、そのうち65歳以上の高齢者の人数と比率についてお伺いします。

2、本町での救急医療情報キットや携帯用救急安全シートの導入についての考え、また、既に導入されていたら、その内容と配布対象者、また、どのように周知されているのか。

3、本町のひとり暮らしの高齢者世帯数、高齢者夫婦だけの世帯数、高齢者の災害時要配慮者名簿の登録状況についてお伺いします。

4、ひとり暮らしの高齢者への安否確認はどのようにされているのかお伺いします。

次に、3点目ですが、自治体災害協定についてお伺いいたします。災害時に自治体間で互いに助け合うことを取り決める相互応援協定の意義が、東日本大震災を機に改めて注目されています。既存の協定内容について見直しを進めるだけでなく、新たに協定を結ぶ自治体も少なくありません。また、三つ以上の市町村が連携しあうという、より広域的な取り組みも見られます。

消防庁によると、2010年4月1日現在で協定を締結している市町村数は、1,750団体のうち、1,571団体に上ると報告されています。

連携先の自治体を遠隔地に求め、複数の市町村で重層的に支援しあう体制を築くことが大切です。東日本大震災のように災害地域が広域にわたると、近隣自治体同士だけの協定では、共に被災するため、お互いを助け合う状況ではなくなります。むしろ離れた自治体の方が頼りになります。平時に遠隔地の自治体と災害時の協力体制を整えておくことが重要でございます。そこで、次のことについてお伺いたします。

1、本町では、災害時の相互応援協定をどこの市町村と締結されているのか。また、どのような協定を結んでおられるのか。

2、本町では、遠隔地の市町村との相互応援協定の締結があるのか。なければ、今後の遠隔地の市町村との応援協定への考えについて。

3、企業、団体との応援協定も結んでおられると思いますが、企業、団体名と内容について。

4、帰宅困難者支援協定もあると聞いていますが、その内容について。

5、防災計画の見直しについて、京都府の取り組み及び本町の取り組みについて。

6、被災者システムの導入について、京都府の考え及び本町の考えについてお伺いたします。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 木田教育次長。

教育次長（木田修司） 岡田議員の1点目の、通園・通学路の安全点検について、教育委員会の所管部分についてお答えいたします。

一つ目の、通学路の安全再点検の実施と危険箇所についてであります。教育委員会では、事故後、直ちに小・中学校校長に対して、PTA地域委員、子ども見守り隊などと緊密に連携をして、通学路の再点検と危険箇所の把握を行い、5月11日までに報告することを求めました。それらを取りまとめ、5月16日の井手町交通安全対策緊急会議で報告し、現地調査を3日間にあたって行ったところであります。

井手町交通安全対策緊急会議の構成は、さきの木村議員の質問にお答えし

たとおりでありまして、3日間の現地調査では、京都府の関係行政機関と本町の担当3課、学校、PTA、子ども見守り隊の参加により実施いたしました。

危険箇所につきましては、府道では、見通し不良箇所、狭小箇所、歩道の設置や信号機・横断歩道が必要な箇所、白線が消えかかっている箇所などがあり、町道では、狭小道路から幹線道路への出口の見通し不良箇所、道路のカーブによる見通し不良箇所、横断歩道の必要箇所などが確認されました。

次に、三つ目の住民からの情報提供の連絡先と住民への呼びかけについてであります。これまでからも、各学校にPTAや子ども見守り隊、地域の関係者から情報が寄せられておりまして、今後も、まず学校を窓口として情報を得て、教育委員会として集約したいと思っております。また、住民への呼びかけにつきましては、PTAの諸会合や子ども見守り隊などとの日常的な連携を進める中で行っていきたいと考えております。

次に、四つ目の今後の交通安全対策緊急会議の取り組みや関係機関との連携についてであります。3日間の現地調査結果を踏まえまして、この6月22日に第2回目の交通安全対策緊急会議を行ったところであります。今後は関係機関と具体的に協議し、それぞれの危険箇所について、直ちに実施するものや、中長期的に整備するものなど、計画的に改善を進めてまいりたいと考えております。

次に、五つ目の児童への交通安全教育の取り組みについてであります。両小学校では、これまでから、各学級や全校集会で交通安全指導の徹底を図っております。その中で、道路や交差点での正しい横断や安全な歩行の仕方、自転車の安全な乗り方について指導するとともに、特に全国的に事故事例の多い飛び出しについての指導を重点的に行っているところであります。

また、両小学校では通学班での登校を実施しておりまして、日々、子ども見守り隊やPTAの方々に登下校の支援をいただくとともに、学期ごとに通学班を担当する教員が児童とともに通学路を歩いて危険箇所のチェックを行い、道路の実情に即した指導を班単位で進めております。

そのほかにも、田辺警察署や子ども見守り隊、交通安全推進委員の方々の協力を得て、毎年1学期中に交通安全教室や自転車免許講習会を開催しておりますし、先日、井手小学校において警察音楽隊、カラーガード隊や平安騎馬隊を迎えての啓発運動を行ったところであります。また、2学期には、多

賀小学校でも同様の啓発運動が行われる予定であると聞いております。

次に、六つ目の井手小学校前の信号機設置の取り組みと見通しについてありますが、信号機設置の要望は数年前に田辺警察署に行っておりますが、児童の待機する場所がないなど、地形的状況から実現が難しかったところがあります。現在は、京都府のご努力によりまして、玉川から小学校までの歩道設置が順次進められている状況の中で、PTA会長名で府民公募型安心・安全整備事業へ信号機設置の応募がなされ、その実現に向けて、本町も学校と一体となって取り組みを進めているところであります。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 西島理事。

理事(西島栄治) 2点目の、高齢者の安全を確保する救急医療情報キット、携帯用救急安全シートの導入についてであります。一つ目の救急車の出動状況につきましては、昨年1年間で498人の方が救急車で病院に搬送され、そのうち65歳以上の高齢者は298人で、約60%となっております。

次に、三つ目の高齢者の災害要配慮者名簿の登録状況につきましては、平成24年4月現在で213人、そのうち65歳以上の高齢者は169人で、約80%となっております。

次に、3点目の自治体災害協定についてであります。まず、一つ目の相互応援協定の内容と締結先につきましては、京都南部都市災害時相互応援協定を宇治市、向日市、長岡京市、八幡市、城陽市、京田辺市、大山崎町、久御山町、宇治田原町であります。協定内容につきましては、物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣や被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせんなどです。

次に、二つ目の遠隔地の市町村との相互応援協定の締結につきましては、近畿府県町村会災害時相互支援に関する協定を結んでおります。

次に、三つ目の企業・団体との応援協定につきましては、食糧品や衣類、日用品、医薬品などの物資の供給につきましては、井手町商工会やイオンリテール株式会社、株式会社ユタカファーマシーと、飲料水につきましては、樋口鉱泉株式会社、コカ・コーラウエスト株式会社と、さらに、傷病者に対する応急措置や医薬品につきましては綴喜医師会と、建設機械及び資器材の提供につきましては、井手町建設業協会や部落解放井手建設協同組合と、その他、社団法人京都エルピーガス協会、社団法人全国霊柩自動車協会、京都

中央葬祭業協同組合、Fレンタリース株式会社などと締結しております。

次に、四つ目の帰宅困難者支援協定の内容につきましては、地震などの大規模災害によって多くの帰宅困難者が発生した場合に、地域に点在するコンビニエンスストアや外食チェーン店が水道水、トイレ、道路情報などを提供するものです。

次に、五つ目の防災計画の見直しにつきましては、京都府では、本年3月に、国の防災基本計画の修正による見直し、国の原子力防災対策指針の法定化に伴う原子力発電所防災対策暫定計画の見直し、地域防災の見直し部会の意見や関西防災・減災プランとの整合、その他、時点修正など見直しが行われています。本町につきましては、京都府の地域防災計画の見直し等に基づき、整合性を図るため、計画修正を行っていきたいと考えておりました、現在、修正の事務を進めているところであります。

次に、六つ目の被災者支援システムの導入につきましては、京都府にお聞きしますと、京都大学防災研究所等が開発した被災者台帳システムを、京都大学と連携の上、京都市町村との研究会を立ち上げ、導入について検討を始めていきたいとのことであり、本町としては、被災者台帳システムが災害時に有効であるかどうかも含めて、今後、検討してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（村田忠文） 中村理事。

理事（中村秀一） 私の方から、通園・通学路の安全点検についてのうち、関係する質問についてお答えいたします。

今回、交通安全対策緊急会議に基づき実施した現地調査において必要とされた府道の歩道設置などにつきましては、既に京都府山城北土木事務所に要望しているところであり、町道につきましては、今回補正予算に計上し、道路の改良を予定しているところであります。

また、町道の交差点マークや注意喚起の路面表示につきましては、標示内容などについて府道との統一も図りながら、本年度より順次設置してまいりたいと考えております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（村田忠文） 嶋田住民福祉課長。

住民福祉課長（嶋田昌弘） 通園の安全再点検についてであります。まず、保育園の通園につきましては、これまでから子供の安全を最優先に考え、保護者同伴で通園していただくこととしており、園児と保護者が一緒に登降園いただいていることから、安全点検及び危険箇所の調査は行っておりません。

次に、園児への交通安全教育の取り組みにつきましては、まず、園外保育時において、道路の歩き方指導として、道路を歩く場合は保護者などとしつかり手をつなぎ道路の右側を歩くこと、横断歩道を渡るときは、左右の確認を行い、車に十分注意して道路を渡るなどの交通安全教育を行っているところであります。また、紙芝居やパネルシアターなどを使い、道路の歩き方や急に道路に飛び出さないなどについて、子供たちにわかりやすい内容で交通安全教育に取り組んでいるところであります。今後においても、園児の交通事故防止のため、より一層の交通安全教育に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目のご質問の救急医療情報キット、携帯用救急安全シートの導入についてであります。本町では、民生児童委員による高齢者の見守り活動として、ひとり暮らし高齢者世帯を対象に緊急連絡カードとマグネットを配布し、病気などの緊急時に対応できるものとして、自分の名前や警察・消防署の電話番号、さらには緊急時の連絡者やかかりつけ病院などの連絡先を記入し、冷蔵庫などの人目につきやすい場所への設置をお願いしております。なお、この事業につきましては、関係機関とも連携を図りながら実施しております。

次に、ひとり暮らし高齢者世帯数、高齢者夫婦だけの世帯数についてであります。本町の平成24年5月1日現在の住民基本台帳及び外国人登録に登録されている世帯数で申し上げますと、ひとり暮らし高齢者は535世帯、高齢者夫婦は398世帯となっております。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 花木高齢福祉課長。

高齢福祉課長（花木秀章） ひとり暮らしの高齢者への安否確認についてあります。本町では、民生児童委員による高齢者見守り訪問活動をはじめ、在宅介護支援センター、地域包括支援センター職員による訪問活動、また、食の自立支援事業でも、定期的に居宅に訪問して、食事の配食とともに安否確認を行っております。

また、井手町社会福祉協議会では、ボランティアにより電話でひとり暮らし

し高齢者の安否を確認するハローサービス、ボランティアが訪問する傾聴ボランティアサービスや地域福祉推進員により各地域で実施されているミニサロン事業でも、ひとり暮らし高齢者の安否確認を実施していただいております。

また、今回予算計上しております高齢者見守り活動事業では、熱中症の予防に効果がある涼感マフラーと高齢者向け熱中症予防啓発冊子を、ひとり暮らしや高齢者世帯に対する民生児童委員の地域見守り活動で活用していただき、熱中症予防の啓発と安否確認の強化、さらに配慮が必要な高齢者へは保健師の訪問を実施し、高齢者支援と地域包括ケアの基盤強化を図ることを目的としております。

ひとり暮らし高齢者の安否確認については、今後も地域包括支援センターを中心に、保健センター、在宅介護支援センター、井手町社会福祉協議会、地域の団体やボランティアなどの活動とも連携し、地域社会全体で支援体制を図ってまいりたいと考えております。

議長（村田忠文） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 岡田久雄議員。

4番（岡田久雄） 4番、岡田久雄です。

まず、多くの質問に対しまして、丁寧にお答えいただきましてありがとうございます。まずお礼を申し上げたいと思います。

それによりまして、再質問といたしまして、まず1点目に、救急医療情報キットのことですけれども、既に実施されているということでしたが、聞き逃したかもしれませんが、いつごろから実施されているのか。また、今までに役立った事例はあるのか、あれば教えていただきたいと思います。

次に、要望としてですけれども、自治体災害協定であります。平時に遠隔地の自治体と災害時の協力体制を整えておくことが、私は最も重要であるというふうに考えますので、既に取り組みを行っている八幡市、6月21日付の京都新聞の山城版にも載っていましたが、先進地の事例を研究していただき、本町におきましても、ぜひ取り入れていただけるよう要望させていただきたいと思います。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 嶋田住民福祉課長。

住民福祉課長（嶋田昌弘） 岡田議員のただいまの質問にお答えします。

民生委員協議会では、平成22年度の事業としまして、22年度末にこのカードを作成し、24年当初に配布をお願いしているところでございます。それと、もう1点は、その部分の中で効果があったかどうかというのは、ちょっとその部分については確認をしておりません。

以上でございます。

議長（村田忠文） この際、暫時休憩します。11時10分。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

議長（村田忠文） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、中坊 陽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中坊 陽議員。

10番（中坊 陽） 10番、中坊 陽です。事前通告しております、大きく2点について一般質問を行います。

一つ目として、町道22号線、椿坂道についてお伺いします。町道22号線、椿坂道について。本町を訪れる方の多くが利用され、住民の方にも親しまれ、利用の多い椿坂道であります。歴史があり、景観にも恵まれた地域でもあります。憩いや出会いの場としてまちづくりセンター椿坂があり、今回、椿坂公園も整備されました。そこで、周辺道路整備計画について、次のお伺いいたします。

一つ目として、上井手区公民館前から橋本橋までは整備され、道路舗装も完成しているようであり、現在、歩行者専用道路となっております。すぐにも車両通行使用できる状況であります。車両使用開始時期はいつごろですか。

二つ目として、橋本橋から水道浄水場付近の整備準備状況についてお伺いします。土地収用状況と今後の整備予定はどのようになっていますか。

三つ目として、府道と東井手線、町道38号から橋本橋の整備計画について、旧道になると思います、景観を重視した整備計画が必要ですが、今後の予定はどのようになっていますか。

2番目として、全国へ「小野小町ゆかりのまち」をアピールするについて

お伺いします。全国的に有名な小野小町は、晩年、本町に建立していた井堤寺に住み、玉川堤を散策したと伝えられています。小町の墓は全国にあり、それぞれの地で我が町が本物と主張されています。本町の小町塚は、定期的に住民ボランティアの方にも清掃活動をしていただいで守られています。小野小町に関する資料は町図書館にもありますが、より充実して、もっと全国に「小野小町ゆかりのまち井手町」をアピールして、本町の魅力を広めて、入込客数増加になればと考えますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

以上です。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中村理事。

理事（中村秀一） 中坊議員のご質問にお答えいたします。

1点目の町道22号線についてであります。まず、上井手公民館から橋本橋までの車両が通行できる時期につきましては、現状では大型車が通り抜けできないこと、大型車が誤って侵入した場合、Uターンをする場所がないことから、井手浄水場までの完成を待つて通行できるようにしたいと考えております。

次に、橋本橋から浄水場付近までの土地収用に関する状況につきましては、平成23年11月30日に京都府収用委員会の審理が行われまして、平成24年5月21日に用地の取得を認める裁決がありました。裁決では、平成24年8月20日が権利取得、明け渡しの期限となっていることから、その後、速やかに残りの区間の工事に着手したいと考えております。

次に、景観を重視した整備計画につきましては、第4次総合計画で策定しました観光入込客50万人を目指す事業の一つとして、井手町内の歴史的施設を中心に、本年度より自然と歴史が薫る道づくり事業に取り組んでおりまして、本箇所につきましても検討していきたいと考えております。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 藤崎産業環境課長。

産業環境課長（藤崎裕司） 2点目の、全国へ小野小町のアピールについてあります。小野小町が晩年を過ごしたとされる伝承が残るところは、本町をはじめ、全国各地に残っており、それぞれまちづくりや観光に生かされ

ています。本町の伝承では、小野小町は69歳で井手寺で没したといわれ、井手の山吹・蛙を詠った歌を残しており、本町とのかかわりを伺うことができ、町発行のパンフレット等に掲載するなど、他の歴史遺産とともにPRを図っているところです。

また、団体の名称に「小町」を使う町内の女性グループ、小町会は、小町みそや左馬クッキーなどの商品にも「小町」や町内の名所の名前を用いるなど、手づくりの特産品づくりに取り組まれておられます。

さらに、昨年には井手町まちづくり協議会主催による小町まつりが開催され、橋諸兄をはじめ、小野小町に扮装したり、小野小町にちなんだイベントなどを実施され、町内外から多数参加されたと伺っておりまして、町のPRやまちの活性化にご尽力をいただいております、本町としてもそれらを支援してきたところであります。

今後、小野小町をはじめ、町内の歴史と豊かな自然環境などをまちづくりや観光に十分生かしながら、入込客の増加を図ってまいりたいと考えております。

議長（村田忠文） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中坊 陽議員。

10番（中坊 陽） 1点目の、橋本橋から浄水場までの土地の見通しというのか、一步進んだということをお断りいただきましたけれども、速やかに今後の計画どおりいきますように、早期にさせていただいて、それまでの整備、今、大型車が間違っただけに入ったらということの断りがあつたんですが、そのとおりだと思いますけれども、大型車が通れるように、ここまで抜けられますように、早期な整備をお願いしたいと思います。要望としておきます。

2点目の、小野小町についてですけれども、住民団体の方、小町会をはじめということで、やってもらっているということで、それを支援するということでしたけれども、具体的に今後どのような支援をされるのか、また、もっと小野小町ゆかりのまちをアピールしたらという、してほしいというような趣旨で一般質問したんですけれども、これについてどういうふうにご検討おられるのか、改めて伺いたいと思います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 1点目は要望ということで、2点目についてお答えを申し上げます。

先ほど担当課長がお答えを申し上げましたが、ボランティアガイドさんを中心に、小町塚の清掃、また、小町会での特産品づくり、まちづくり協議会における小野小町にちなんだイベントなど、取り組みをしていただいておりますが、本町におきましても、過去に歴史的な遺産、人物を使ってまちづくりをとということで、大変検討して、苦慮した時期が実はございます。私どもが企画をやったときに、そのキャッチコピー、キャラクターをどうするかという公募をしたときも議論をしたことを今思い出しておりますが、そのときに、やはり歴史的にしっかりしている橘諸兄を中心にとということになってきたわけであります。ただ、小野小町も、先ほど答弁申し上げたように伝承としてしっかり残っておりますので、今後、どういう形でこれらをアピールしたり、また、まちづくりに生かせるかを十分検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（村田忠文） 次に、谷田 操議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田 操議員。

11番（谷田 操） 11番、谷田です。通告に基づきまして、3点にわたって質問させていただきます。

1番目は、原子力事故対策についてです。滋賀県が作成をした大飯原発で原子力事故が起こった場合の放射性物質の拡散予測データというものを、京都府は昨年11月に滋賀県から受け取っておきながら、公表はしていなかったことが、5月になって明らかになりました。その予測データによりますと、影響は30キロ圏をはるかに超えて広範囲にわたり、原発から同心円状に広がるものではないことがはっきりしています。私は、地域防災計画を原子力事故も想定したものに見直すよう、昨年の6月議会でも求めましたが、その後の国や府の動向等も踏まえて、見直しをする考えはないのか、再度お伺いをいたします。

また、大飯原発3・4号機の再稼働をすべきとの野田首相の判断が示されまして、福島第一原発の事故原因の究明もまだだと、そして、政府が決めた30項目の安全対策もまだ先送りされたまま、まともな規制機関の設置もまだという、そういうないないづくしの状況で再稼働をするということは、国

民・住民の命を守る態度ではないと考えています。大飯原発再稼働に関する町長のご見解を伺いたいと思います。

また、子供たちの内部被曝の予防対策として、安定ヨウ素剤の予防服用は有効であると考えられておりますが、事故発生の場合、即座に対応しなければ効果がないという点を踏まえ、町内各小・中学校に安定ヨウ素剤をあらかじめ配備することを求めますが、教育委員会のお考えを伺います。

2点目に、放課後児童クラブについてです。放課後児童クラブの現状と課題について伺います。現在の各クラブごとの利用人数を学年ごと、通常期間、土曜日、長期休業中にわけて伺います。どのような活動を行っているのですか。開設時間については、井手町の規則には「授業終了後から午後6時までとし、土曜日及び小学校の長期休業期間中にあつては、午前8時30分から午後6時までとする。ただし、この規定にかかわらず、教育長が特に必要と認めるとき、または、災害その他やむを得ない事情があるときは、開設時間を変更することができる」というふうな決まりになってはいますが、現状としてはどういう運用がされているのでしょうか。保護者から延長の希望があると聞いていますが、どのように対応するのですか。利用料の減免を受けている子供たち、どのくらいあるのか、減免の状況を伺います。指導員はそれぞれのクラブ、何人の体制か。資格や勤務条件、勤務時間、賃金、健康保険や雇用保険、厚生年金の加入など、そういう待遇はどうなっていますか。

3点目に、通学路の問題です。亀岡市の通学路での悲惨な交通事故を受けて、本町でも通学路の点検を行われたということですが、通学路上、町内を通過する府道上狛城陽線を横断する小学校児童はそれぞれの小学校で学年ごと、地域ごとで何人いるのでしょうか。

多賀小校区の南部区では、通学路として府道を歩く距離が長い子供たちがおります。歩道もございません。府道を横断する児童もございません。多賀バイパスができたとはいえ、登校時には通過車両が多く、安全対策が必要です。府道に順次歩道を設置するという計画はありますか。

歩道設置にすぐに至らないという場合でも有効な対策として、路側帯を整備するということが必要だと思います。京田辺市では路側帯に緑色のカラー舗装を施している箇所がふえておりますが、カラー舗装によって視覚的に路側帯であることが明確に意識され、車両の減速と安全運転につながるのではないか、特に、小学生が府道を横断する箇所は緊急に車両の減速につながる

安全対策を行うべきではないか、伺います。

以上でございます。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 汐見町長。

町長（汐見明男） 私の方からは、1点目の原子力事故対策についての大飯原発再稼働に関する見解についてお答えをいたします。

今月の16日に、政府、関係閣僚の会合で、国民生活への影響等総合的な判断により、大飯原発の再開が決定をされました。

私も、この夏の電力需給が計画停電をも必要とする危機的なことから、生命や雇用、経済等への影響を考えた場合、再開の判断はやむを得なかったのではないかなと考えております。しかし、大飯原子力発電所は、免震棟や防潮堤、フィルター付きベントなどの安全対策がいまだ進んでいないことから、今回の再開は、あくまで暫定的・限定的なものでなければならぬと思っております。

また、政府においては、早急に中立性を確保した新たな規制機関を設置し、速やかに安全基準を定められ、安全性の向上に全力を上げられるとともに、原発依存から自然エネルギー依存への中長期的な対策の道筋を明らかにされることを強く望んでいます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 西島理事。

理事（西島栄治） 1点目の原子力事故対策についてであります。京都府は、平成24年3月に、地域防災計画の見直しの中で、原子力発電所防災対策暫定計画において、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲を原子力発電所から半径20キロメートルであったものを、国の動向を踏まえて、おおむね30キロメートルの範囲に変更され、その範囲内の自治体については原子力事故を想定した地域防災計画を策定する必要があります。いうまでもなく、市町村の防災計画は、上位計画との整合を図りながら策定されることとなっております。したがって、本町は原子力発電所から半径80キロメートル以上であるため、原子力事故を想定した見直しは考えておりません。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 木田教育次長。

教育次長（木田修司） 原子力事故対策の安定ヨウ素剤についてお答えいたします。

町内各小・中学校に安定ヨウ素剤をあらかじめ配置することについてですが、今回の事故を踏まえ、現在、国の原子力安全委員会においては、防災指針の見直しが進められており、安定ヨウ素剤の配布についても検討されているようでありますので、今後、国や府の動きを注視してまいりたいと考えております。なお、現在、京都府内の小・中学校に安定ヨウ素剤を備蓄している例はないと聞いております。

次に、2点目の放課後児童クラブについてのご質問であります。現在の放課後児童クラブごとの利用人数ですが、本年度の4月から5月の2カ月間の1日の平均利用人数の状況でお答えします。

井手小放課後児童クラブにつきましては、通常日が1年生11名、2年生6名、3年生7名、4年生3名の計27名、土曜日は1年生2名、2年生1名、3年生1名、4年生1名の計5名、長期休業中は1年生6名、2年生5名、3年生3名、4年生1名の計15名です。

多賀小放課後児童クラブにつきましては、通常日が1年生6名、2年生7名、3年生3名、4年生1名の計17名、土曜日は1年生2名、2年生3名、3年生2名の計7名、長期休業中は1年生3名、2年生5名、3年生3名、4年生1名の計12名です。

なお、この間の1日の最大人数ですが、井手小放課後児童クラブは35名で、多賀小放課後児童クラブは19名であります。

また、活動内容につきましては、児童に適切な遊び及び生活の場を与えるという目的に沿って、室内で宿題や折り紙を行ったり、校庭や体育館でボール遊びや鬼ごっこなどを行っております。

開設時間につきましては、原則として規定に定められた時間で運営しております。ただ、やむを得ない事情がある場合は、保護者から話を聞かせていただき、個々の事例に沿って、土曜日及び長期休業中は午前8時から受け入れ、通常日及び長期休業中の迎えのおくれにつきましては、午後6時30分まで対応することとしております。

利用料の減免状況ですが、規則には申請書提出による減免制度がありますが、現在のところ、この制度による減免はありません。なお、利用料につきましては、条例で所得に応じ五つに分けた利用料を設定しております。生

活保護、準要保護世帯につきましては免除、その他は1人目で月額1,000円から5,000円の4区分となっております。

次に、指導員の体制ですが、井手小放課後児童クラブは、通常日及び長期休業中は3人、土曜日は2人、多賀小放課後児童クラブは2人の体制をとっております。資格につきましては特に定めておりません。勤務条件ですが、勤務時間は、通常日は授業終了時刻1時間前から午後6時30分までの1日5時間程度、土曜日及び長期休業中は午前7時50分から午後6時30分までの間で、午前と午後の2部体制としております。賃金につきましては、午前8時30分から午後5時までは時間当たり850円、それ以外の時間につきましては時間当たり970円です。健康保険・雇用保険・厚生年金加入などについてですが、雇用保険につきましては、勤務時間が週20時間を超える職員は加入しております。健康保険及び厚生年金保険につきましては、週30時間を超えて勤務する職員がいないことから、加入はしていません。

次に、3点目の通学路問題のうち、府道を横断する児童数についてであります。府道上狛城陽線を横断する小学校ごと、学年ごと、地域ごとの児童数は、井手小学校の1年生28名、2年生28名、3年生30名、4年生22名、5年生29名、6年生25名の計162名、地域別では、南区31名、石垣区34名、玉水区44名、水無区24名、上井手・高月区29名であります。

また、多賀小学校では、1年生9名、2年生9名、3年生7名、4年生14名、5年生5名、6年生10名の計54名、地域別では、東部区22名、西部区11名、南部区19名、北部区2名であります。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中村理事。

理事(中村秀一) 通学路問題のうち、関係する質問についてお答えいたします。

まず、府道の歩道設置計画につきましては、岡田議員の答弁でお答えしたとおり、必要箇所については、既に京都府へ要望を行っております。言うまでもなく、歩道を設置するには道路を拡幅することが必要となり、地権者と地元の協力が必要不可欠となりますので、議員におかれましてもご協力をよろしく願います。

次に、府道におけるカラー舗装の設置や横断する児童の安全対策につつま

しては、道路管理者である京都府と交通規制を行う公安委員会にて実施されますので、各団体から府民公募型安心・安全整備事業で提案していただくことといたしております。

以上です。

議長（村田忠文） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田 操議員。

1 1 番（谷田 操） 大飯原発の再稼働ですけれども、夏場だけやむを得ないんじゃないかというような町長のご判断ですけれども、野田首相はそういう決め方はしていないわけですね。暫定的なものではないんだと、国として基幹電源として原子力を維持していくというような姿勢を示していて、この夏だけの暫定的なものではないと言っていることに対して、やむを得ないからという形で認めていくことは、それにお墨つきを与えるような形になる。やはり、強く再稼働について、住民合意等もまだできていないというようなことで、町長の立場からも意見を上げていただきたい、そういうのが1点。

それと、井手町の場合、80キロですから、防災計画の見直しを考えないということなんですけれども、図をここでお示しできなくて残念なんです、大飯原発からどういう形で放射性物質が流れてくるかという、府がこのたび公表したSPEEDIの予測データを見ますと、緩やかな北風が吹くときという平均値ということですが、実際には、向日市、八幡市ぐらまでずっと放射性物質が拡散するだろうと、24時間の累積線量ですけれども。それで府が定めている屋内退避の基準である50ミリシーベルトを超えるだろうと。そうすると、八幡市なんかは80キロぐらいありますよね。井手町は、若干、その八幡よりも遠いかもしれないんですが、風向が少し違えば、当然その屋内退避に府が定めている基準を超えて放射性物質がやってくるということは大いに考えられるわけで、ちょっと風向が、風力が強い日だったら、もっと遠くまで飛ぶと。今度の福島原発の事故で、飯館村なんか特に高い線量を示したというのは、海から風が吹いていまして、同心円状には全然広がらなかったということは、もう皆、国民すべて知っているわけで、何キロ圏だから安心だというようなことは言えない状況だということはあると思います。

近江八幡市、滋賀県ですけれども、大飯原発から、ここで大体中心地は5

0キロぐらいなんですけどね。このたび、防災計画の見直しをやるんだというようなことで、滋賀県は知事さんをはじめ、そういう対策をやるという熱心な感じが強いかなと。SPEEDIの予測データを出せと言われたのも滋賀県が言われたわけですね。京都府は、その提供を受けているわけです。京都府がもらったデータというのは、京都府内だけですから、大阪の方までは書いてないんですけど、その続きでいったら、向日市のまだ向こう、大阪へもかなり流れていっているんじゃないかというようなデータなんです。大阪府だって無関係じゃない。そういうことを考えますと、80キロ圏だから、特に必要ないということではなくて、屋内退避基準に値するようなことは起こり得るということで、じゃあ、どこへ退避するのかというようなこととか、やっぱり考え直さないといけないということは強く要求をしたいと思います。

安定ヨウ素剤の配布ですけれども、安定ヨウ素剤はヨウ化カリウムという、成分でいうとそういうもので、50ミリぐらいで1丸というか1錠というので、市販もされていますけれども、非常に安い錠剤で、処方箋がないと買えないということではなく、通販でも販売はしているものです。しかし、服用して有効かどうかというのは、24時間以内に服用することというふうに効能書きには書いてあります。

じゃあ、1錠だけ用意していただいいのかと、子供によってどれだけ飲んだらいいかというのが変わっているんですけど、新生児で3分の1錠、3歳未満で3分の2錠、小学生は1錠、中学生は2錠、妊婦さんで2錠、40歳以上は飲んで効果がないということになってはいますが、特に、本当は保育園も含めて配備しないといけないと思うんですが、保育園の場合は、養護教諭さんもおられないというようなこともありますし、ちょっと準備しないといけないと思いますけども、すぐに飲まない効果がない、えらいことやうてから通販で家庭で手に入れようとして、買ってから、それから飲ませるというのでは効果がない。

じゃあ、2日目はどうしたらいいんですかと、放射線事故なんていうのは1日で収まらないわけで、2日目はどうしたらいいのかという、その薬品の説明書きには、2日目以降は避難してくださいというふうに書いてあって、2錠飲むような状況が起これば、必ずもう避難が必要だというふうな、そういう説明になっているわけです。特に子供については、甲状腺に対する被曝

がそれで防げるという有効性が言われていますので、副作用には気をつけながらですが、必ず配備できるように国が検討しているということですが、地域からも声を上げてほしいなというふうに思います。それが教育委員会に対する要望です。

放課後児童クラブのことですけれども、要望に応じて、保護者から要求が出て、臨機応変に対応していただいているということは聞いているんですけれども、他市町の状況と比べたら、ちょっとやっぱり条例上もきちんと開設時間を改定するということが必要なんじゃないかと思うわけです。宇治田原町は、長期休業中は8時から6時半と明記していますね。土曜日や長期休業中は8時から6時半、通常時は6時半までと。城陽市は、基本8時半から7時までなんです。京田辺は、8時から6時半なんですけれども、土曜日だけは何か5時半というふうになっているんですけれども、宇治市でも8時半から6時半ということで、終わりの時間はどこも6時半です。久御山町の場合は7時までだけれども、それは延長保育ということで、特別な申請が要るということになっています。八幡の場合は、6時半ということになっています。

そういう他市町の比較からいっても、6時半までというのは当然じゃないかなというふうに思うんですね。6時半まではおくれに対応するという言い方だから、何か特別に、おくれしてきた人は非常に肩身の狭い思いをしながらお願いせんらんとというような気がするわけですね。何も6時半までというふうに変更しても、早く帰れば当然迎えに来られるわけで、その辺はもう一度再考してもらえないかと、条例上も6時半までというふうに変更をされるお考えはないか、もう一度教育長の見解を聞きたいと思います。

通学路問題ですが、特に、いろんな箇所が町内にありますけれども、私としては地元の南部区の府道をずっと長く歩く子供たちのことを心配しています。地域の状況はわかりますので、今後、子供の状態がどうなるか、減っていくのか、ふえるのかということは、私が見たらわかるんですけれども、ふえていくんです。新築の家も建ってしまして、それぞれ子供さんがおられるという状況ですので、やっぱり府道を歩いて通学する子が今後ふえるというようなことで、歩道を設置するという要求も、まず井手小の前は当然ですね、それはわかりますけれども、その後、どういう順番なのかというようなことも、

ぜひ南部区のずっと府道を長く歩くところについては、早急に歩道の設置をというようなことの優先順位としては強く要求をしていただきたいと思うんですが、歩道設置の優先順位みたいなものを定めておられるのかどうか、要望にそういう優先順位を定めておられるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

以上です。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 松田教育長。

教育長（松田 定） 放課後児童クラブの開設時間の件ですが、先ほど利用者の人数等をお答えしたんですが、この間、四、五名の保護者の方から個々ご相談を受けておりまして、2度にわたりまして丁寧にいろいろ状況を聞かせていただきました。そういった中でも、保護者の方から、本来子供の就寝時刻とか、親と過ごす時間なんかを考えますと、できるだけ6時までに迎えにいきたいのだがと、こういうことをおっしゃっておりまして、個々の家庭でも毎日のような状況ではなく、日々によって状況もお迎えの時間も違うということがございますし、こういった個々のケース、日々の状況に応じて対応するのが妥当かなと、こんなふうに判断いたしておりまして、現在そのように進めているところでございます。現在、そのような状況でありますので、規則改正による開設時間の変更というのは考えておりません。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中村理事。

理事（中村秀一） それでは、谷田議員のご質問の、歩道設置の優先順位ということでございますが、京都府からはすべての歩道設置箇所には、先ほど私が答弁しましたとおり、用地が必要でありまして、地権者、地元の協力が必ず必要やということから、歩道設置につきましては中長期的な課題というふうに考えているというふうに伺っております。なお、優先順位につきましては、今のところ伺っておりません。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田 操議員。

1 1 番（谷田 操） 学童保育の開設時間ですけれども、やっぱり臨機応変に対応していただいているということはわかっているんですよ。しかし、規則上、そういうふうには6時までとなっていたら、やっぱり井手町は6時までなのかというふうには内外ともに示しているわけですから、せっかくそういう臨機応変に対応していただいていることも生きないわけで、その方が井手町で子供を育てられるかなんか思っているいろいろ調べはったら、何や井手町は6時までか、これはちょっと厳しいなということも考えられるわけで、やっぱり規則の変更というのは必要だと思います。

その上で、保護者はだれも、ずっと長期に、とにかくおそうまであずかってくれなんてだれも思うてはらへんわけで、さっき教育長の言われたとおり、子供を寝かす時間を考えれば、それは早く迎えに行つてやりたいのはやまやまだと、それはもう当然のことなので、しかし、やっぱり井手町としては6時半までは受け入れは可能ですよと内外に示すことは必要だと思いますので、ぜひ規則の改定を強くお願いしたいと思います。

終わります。

議長（村田忠文） これで一般質問を終わります。

この際、暫時休憩します。1時再開でよろしくお願ひします。

休憩 午前 11時48分

再開 午後 0時58分

議長（村田忠文） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第5、報告第7号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 加賀山理事。

理事（加賀山睦）

（報告第7号を朗読説明）

議長（村田忠文） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田議員。

1 1 番（谷田 操） 今回、その繰上充用で不足分をやるのは仕方がないし、当然と思うんですけれども、出納整理期間が終わって、午前中の一般質問で、

現年度の徴収率は93.33%と上がっているんやという説明があったんですけど、それでも未収金もまだたくさん残されていると思うんですが、未収金は全体で、直近で明らかにできる時点でどのくらいあるのかお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 加賀山理事。

理事(加賀山睦) 23年度の決算見込み額で、今までの累計の10億4,000万程度だと、今記憶しております。

以上でございます。

(「未収金、1億や」の声あり)

理事(加賀山睦) いや、今までの累計ということでよろしいか。ずっと今までの。ちょっと済みません。

議長(村田忠文) この際、暫時休憩します。

休憩 午後 1時03分

再開 午後 1時14分

議長(村田忠文) 休憩前に引き続き、再開いたします。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 加賀山理事。

理事(加賀山睦) どうも失礼しました。それでは、先ほどの谷田議員のご質問にお答えいたします。

23年度の金額でございますが、1,200万の未済がありまして、22年度までが9,100万、合計で1億300万の収入未済額でございます。

議長(村田忠文) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 討論なしと認めます。したがって討論を終わります。

これから、報告第7号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第7号は、承認することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手全員であります。したがって、報告第7号は承認することに決定しました。

日程第6、報告第8号、専決処分の報告についてを行います。本件につきましても、地方自治法第180条第2項に基づく報告事項ですから、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 脇本企画財政課長。

企画財政課長(脇本和弘)

(報告第8号を朗読説明)

議長(村田忠文) 以上で、報告第8号、専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第7、報告第9号、繰越明許費繰越計算書についてを行います。本件につきましても、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告事項ですから、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 脇本企画財政課長。

企画財政課長(脇本和弘)

(報告第9号を朗読説明)

議長(村田忠文) 以上で、報告第9号、繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

この際、暫時休憩します。

休憩 午後 1時19分

(中坊 陽議員退席)

再開 午後 1時20分

議長(村田忠文) 休憩前に引き続き、再開します。

日程第8、農業委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。議会推薦の農業委員は2人として、京都府綴喜郡井手町大字井手小字里58番地の2、飯田龍夫氏、昭和16年1月20日生まれ、京都府綴喜郡井手町大字井手小字西垣内3番地、中坊 陽氏、昭和30年8月13日生まれ、以上の方を推薦したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（村田忠文） 異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員は2人とし、飯田龍夫氏、中坊陽氏、以上の方を推薦することに決定しました。

中坊陽議員の入場を許します。

（中坊陽議員入場）

議長（村田忠文） 次に、日程第9、議案第25号、井手町公平委員選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 西島理事。

理事（西島栄治）

（議案第25号を朗読説明）

議長（村田忠文） これで、提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑・討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第25号、井手町公平委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第25号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手全員です。したがって、議案第25号は同意することに決定しました。

日程第10、議案第26号、井手町教育委員選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 西島理事。

理事（西島栄治）

（議案第26号を朗読説明）

議長（村田忠文） これで、提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑・討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第26号、井手町教育委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第26号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手全員です。したがって、議案第26号は同意することに決定しました。

次に、日程第11、議案第24号、平成24年度井手町一般会計補正予算(第1回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 脇本企画財政課長。

企画財政課長(脇本和弘)

(議案第24号を朗読説明)

議長(村田忠文) 続いて、主な事業の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中村理事。

理事(中村秀一)

(主な事業の説明)

議長(村田忠文) この際、暫時休憩します。1時45分より全員協議会をこの場にて開きたいと思えます。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時52分

議長(村田忠文) 休憩前に引き続き、再開いたします。

これで提案理由の説明を終わり、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中坊議員。

10番(中坊 陽) 今の11ページの農業総務費委託料、番地の説明等についてはあったんですけど、具体的な現状での場所を教えてください。今、何が建って。

それと、その下の水無揚水機改修工事補助金、これは18万となってますけども、どのような改修工事を予定されているのか、それと、これは18万ぐらいで改修が全部できるのかお聞きします。

それと、次の12ページのJR玉水駅等概略設計業務、これは私も前回の中で一般質問を、玉水駅の改修についてもしましたけども、この業務委託内

容、それと、どの区間を委託されるのかお聞きします。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 今回委託料のご説明を先ほど申し上げまして、具体的な場所はというご質問でございます。国道24号線沿いのコベルコという看板がかかっている、重機が置いてございます土地でございます。まず、手前には他の所有者のところを借りて、以前置かれておいて、その北側に、それぞれ2筆に分かれて土地を所有されて、営業活動をやられておったという土地でございます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 藤崎産業環境課長。

産業環境課長(藤崎裕司) 中坊議員の農地費の水無揚水機改修工事の補助についてお答え申し上げます。

井手土地改良区が水無に、玉川保育園の横に井戸を掘っております。その井戸のポンプが故障したものによりまして、そのポンプをつけかえ改修する工事でございます。総工事費が90万円で、井手町農業振興事業費補助金の交付要綱によりまして、20%の補助、18万円を計上させていただいております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中村理事。

理事(中村秀一) 中坊議員のJR玉水駅前概略設計業務についてご説明申し上げます。

現在、JRにつきましましては、複線化をにらんで設計をしておられますし、また、京都府につきましましては、鉄道と並行して上狛城陽線が走っております。その改良を含めて、概略設計に入っています。今回、我々の概略設計につきましましては、玉水駅周辺といいますか、玉水駅を今後どのようにすれば一番まちづくりにとって活用が可能かというところで、現在、JRなり京都府が検討しているこの時期に、我々もそこに組み入って計画してもらわないと、手戻り等が生じたときについては多大な費用も要するというようなことでありまして、我々の委託の場所につきましましては、玉水駅周辺ということで考えて

おります。

以上です。

議長（村田忠文） ほかに質疑は。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中坊議員。

10番（中坊 陽） 済みません。今の水無の件なんですけど、総計90万ということやったんですけど、それはまあいいんですけど、そのうち18万を町から負担するということなんですけど、残金については、利用者負担になるとか、その辺のことをお聞きしたいんですけど。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 藤崎産業環境課長。

産業環境課長（藤崎裕司） 土地改良区さんが事業主体となっていますので、一応地元負担ということで伺っております。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 汐見町長。

町長（汐見明男） 全体の半分が府の土連から出ると。その半分の2割を町が出す。それがこの額ということです。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 丸山議員。

9番（丸山久志） 11ページ、失業対策費ですが、緊急雇用創出事業、委託料となっておりますが、どこへ委託して、どういう事業を予定されておるか、お聞きします。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 脇本企画財政課長。

企画財政課長（脇本和弘） 丸山議員の先ほどのご質問にお答えいたします。

まず、今回の委託料につきましては、業者につきましては、そのそれぞれの発注業者、できる業者を選定しながら、また入札なりをしていくという形になろうかと思っておりますので、業者はちょっと今申し上げることはできません。

内容につきましては、まず公共施設等維持管理業務としまして、井手町が所有しております建物などの屋上防水であったり、とゆであったり、そうい

うようなものを現況調査しながら、必要に応じて修繕をしていくという事業が一つ、320万円でございます。道路維持・補修業務としまして、これは道路の修繕、除草及び剪定等ですけれども、こちらに300万円、河川維持業務として910万円計上しております、河川のしゅんせつ等でございます。あと、公園等の環境整備事業で、主に都市公園等々の除草などの整備でございます、350万円計上しております。

町営住宅維持管理業務としまして、町営住宅の外装塗装等のそういう維持管理業務に2,300万円、学校施設維持管理業務としまして、学校の木々の剪定であるとか、修繕の費用として275万円。文化財発掘調査補助員として、これは出土した遺物といいますか、そういう出土品の整理のための費用として250万円、あと、町内のグラウンド等の維持管理業務として、砂を入れたり、新四郎山のグラウンドとかの除草であるとかいうふうな、社会教育課が所管しております施設の環境整備を行うのに120万円計上しております。計4,825万円が委託料として計上させていただいております。

以上です。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 丸山議員。

9番（丸山久志） 今の数々の事業が予定されておって、きょうの冒頭で町長のあいさつの中にもあったんですけども、不況のおり、事業を前倒していくというような話やったんですけども、今、個々に、数々の事業を計画しておられますが、やっぱり急いでいただきたいわけですね。だから、どれぐらいの時期に発注をしていくかという予定はありますか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中村理事。

理事（中村秀一） 私の所管している場所での答弁ということで、時期的には、きょう、これをご議決いただければできるだけ早い時期にということで、まず、道路と、それから区からの要望も多いんですが、公園、これの剪定等をやっていききたいというふうに考えています。河川につきましては、しゅんせつということですので、出水期を避けるということで、10月15日以降に現場に入れるような段取りをしたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（村田忠文） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 村田農吉議員。

2番（村田農吉） 2番、村田農吉です。10ページの2款の総務費の方から2件お伺いしたいんですが、6目の人口減少を食い止めるための検討委員会というのがあります。これは委託は何を委託されるのか、今状況はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

それから、11目の交通対策費で、防犯カメラ、これは何台分で、どこに設置されるのかお伺いします。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 脇本企画財政課長。

企画財政課長（脇本和弘） 村田議員のご質問にお答えします。

まず、人口減少を食い止めるための検討委員会の委託料50万円でございます。こちらにつきましては、今現在、人口減少を食い止めるための検討委員会、2回開催いたしました。それで次回から、おおむね7月ごろということで今調整しておりますけれども、各委員がそれぞれ二つの分科会に分かれて内容をもう少し、課題をそれぞれ決めながら詰めていくというふうな段階に今入っております。

その際、前回の第2回目の会議におきまして、委員の方から、それぞれ15名の委員の意見を集約して、もちろん議事録も踏まえて、また、そういう課題を洗い出ししていくというふうな、いわゆるまとめる専門業者の方に入ってもらった方がスムーズに運営がいくのではないかというふうなご意見が出まして、今回、6月議会を迎えて、早速にその専門業者、いわゆる意見を集約する専門業者の委託をさせていただきたく、今回、予算計上したものであります。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 西島理事。

理事（西島栄治） 村田農吉議員の2点目の防犯カメラの設置場所と何台かということではありますが、これにつきましては、JR山城多賀駅に設置をしたいと考えております。場所につきましては、広場の正面西側の階段下に自

転車等が置かれている、その場所がいたずら等が数カ月前から発生しているということで、抑止のために、そここのところに1台を設置したいというふうに考えております。

以上です。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 岩田議員。

5番（岩田 剛） 補正予算の事業の概要のところですが、2番目ですね、図面番号2番目の町道11号線の道路改良、事業費3,000万で計上されておりますけれども、この11号線につきましては、24年2月の上旬ぐらいまででしたか、工事が順調に進んでおったように思いますが、それから工事がぴたっととまりまして、いまだに工事中の状態では放置された状態になっておると。当初、通行どめの看板をしておったところに、工事期間が3月31日というふうに表示されておりました。最近、私はちょっと気になりますので、あの日にはちょっと隠しておいた方がええの違うかということで申し上げまして、今、日には上に紙が張ってありますけれども。

要は、あの工事、11号線の道路改良につきましては、年度をまたがった工事になっているんですね、23年度と24年度の工事、2年度にまたがって、結果的にまたがったのか、当初から2年間かけてやる工事なのか、よくわかりませんが、要は、年度をまたがった工事になっておると。この年度をまたがった場合は、会計というか、処理としましては、二つあると思うんですね。一つは、繰越明許で、予算を計上した上で繰越明許で繰り越すか、あるいは予算を補正をする前に、債務負担行為ということで議会の承認を得るという形、どちらかをとらないといけないというふうに思うんですけども、この辺の処理はどうなっているんですかね。結果的におくれたから、24年にやるかという形になったんですか。それとも、当初から24年度にあの分は持ち越すと、3カ月間ほど工事をほったらかしておいてええのやということになっとなんか、その辺の詳しいことを教えてください。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中村理事。

理事（中村秀一） ただいまの岩田議員のご質問にお答えします。

まず、ただいまご指摘のありました工事につきましては、平成22年度か

ら23年度への繰越予算を活用しまして工事を行ってきたところです。工事は、議員ご指摘のとおり、年度内完了を目指して行ってきましたが、工期をもう最終、3月30日まで延長しまして、それでも完了することが困難な状況であったということから、この22から23年度へ繰り越した予算につきましては、3月30日現在の出来高で清算をし、もう工事を打ち切ったというような状況になっております。

24年度につきましては、工事を実施するに当たりまして、当初予算で、我々は町道11号線の予算をもっておりませんでした。今回、補正予算を組む中で、ご議決いただければ、早急に工事に着手したいというふうに考えております。一度工事はもう打ち切ったというところでございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 岩田議員。

5番(岩田 剛) それはおかしいんじゃないですか。工事を中断したままで、2月の中旬ぐらいから、まだ、いまだにそのままなんですね。5月7日に臨時会がありましたね。そのときになぜ補正予算を組まなかったのか、なぜこの6月の定例会にこの予算を計上したのか。何でこれ、おくれたんですか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中村理事。

理事(中村秀一) ただいまのご質問にお答えします。

我々としましては、予算につきましては、定例会で審議をしていただくということがよいと判断をしまして、今回、提案をさせてもらったところでございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 岩田議員。

5番(岩田 剛) 府の補助金ですか、これは900万計上されておりますが、これは5月の初めに決まっていますね、900万、決定していますね。だから、これは5月の臨時会のとときにきちっとやっぱり議案をつくって上げておかんといかんの違いますか。何ぼでも工事がおくれますよね、これ。これ、4カ月間はほったらかしですよ、工事。ものすごい迷惑しているんです、

周りの人、あこを通行する人も、中途半端でほったらかされて。いろいろ私の方にも個人的にもいろいろ問い合わせがありまして、町はどうしてんのやと、あれ、どないなつとんのやという問い合わせが入ります。これはやっぱり早急にきちっとやってもらわないと、おくれたらええやんでは済まないというふうに思いますので、住民に迷惑がかからないように、生活道路ですから、早急にこれをやっていただきたいというふうに思います。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 汐見町長。

町長(汐見明男) 岩田議員の言われるとおりです。ただ、会計上は、債務負担あるいは繰越明許を行わずに年度清算でこれを行っているということで、会計上は何ら問題ないようにしています。ただ、今言われるような、途中で終わった形で効果があらわれていない、こういうことがありますので、今言われたように、早急に、できるだけ早く着工できるようにしていきたいと思えます。

議長(村田忠文) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田議員。

11番(谷田 操) 順番に言いますと、10ページの高齢者見守り活動事業ですが、午前中の一般質問でも、民生委員さんが今までからも見守り活動はやっておられるということですが、これはそのための予算なのか、50万で何を買って配られるのか、賃金10万円というのはだれの分の賃金なのか。京都府が予算を発表した時点で、いろいろ新聞報道されていたのは、独居高齢者4万人に3,300万円、あめとかうちわとか、涼感マフラーですか、そういうものを配るといようなことが報道されていたんですけども、本町はその財源、国・府支出金ですから、府の補助金やから、それを井手町の場合は割り当てが60万やということなのか、だれがされるのかということをもまず聞きたい。高齢者見守り活動については、その対象はどんな方なのか、何人いはるのかということもお願いします。

それと、11ページ、緊急雇用創出事業ですけど、今いろいろ説明があったんですけど、委託料で上がっているんですね。それぞれのいろんな事業を町が直接事業を行うというんだったらわかるんですけど、委託料ということなのか、説明をお願いしたいと思います。

それと、全協で説明があった弁護士さんの委託費用ということで、同じく11ページの農業費の委託料ですけども、ちょっと聞き取りにくかったんですが、その経過の中で、昭和60年ごろですか、その訴訟があったというのは、だれがだれを相手取って起こさした訴訟なのか、もう1回聞かせてほしいのと、その62年9月に和解があったというのは、その和解内容といのはわからないとおっしゃったのか、ある程度、その内容がわかっているのなら教えていただきたいと思います。

それと、11ページに各種道路の改良事業等が上がっておりまして、先ほど繰越明許で道路橋梁費の繰越分として6,210万あるんですが、先ほどから工事がとまっているとか、それから、緊急雇用の分は早くやってほしいとかあるんですけども、繰越分もまだあるわけですね。だから、本当にやれるのかというのをまた思うんですけど、この繰越分でまだ継続中の工事というのはどれとどれとどれなのか、説明をしていただきたい。さっきの11号線は工事を打ち切ったんだから、この中には入っていないということなんですよ。

それと、12ページで、消防車庫の整備で、公有財産購入費というのがありますが、どこの消防車庫を整備するために、土地を買われるんですかね、どのくらいの土地を買われる予定にしておられるのかと。

それと、同じく防災空地の整備ですけども、事業の工事箇所を見ますと、中に、石垣の公園の地域が入っているんですけど、西前田地区ですかね。そこについては、現在は公園ですから、北の防災の倉庫を置いてあるところみたいに、全部アスファルトにして、木も全部なくなって、ああいうふうになってしまうのかと、それは本当に区の要望に合っているのかどうかというのが思いますから、区ともお話はされているのかと思います。防災空地というのは、ああいうふうにあすファルトで全面舗装しなければ起債を認めないとか、そういう何かルールがあるのか、今回整備しようとしている防災空地については、どういう形態を考えておられるのか、お願いをいたします。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 私の方からは、農林業の弁護士の委託料のうち、ご質問のございました経過の中で、だれがだれを訴えた訴訟かというご質問にお答えをしたいと思います。

私どもが原告でも被告でもありませんでしたので、聞き及んでいるということをお願いしました。昭和62年1月に多賀土地改良区を被告として、多賀土地改良区が土地を売られた二つの会社さんから、会社さんが原告となって訴訟が起こっております。その訴訟の中に、今申し上げた、カドミウムの土壌が埋まっている、それから、底には防水シートがひいてあって、カドミウムの土壌があって、それからコンクリートのふたがあって、それで、建物は建てられないというのは買ってから初めて知ったというような内容で、契約解除とともに、本来得るべき利益が得られなかったので損害賠償をとということで、訴訟が起きたというふうに伺っております。その後、9月に和解が裁判所の方で成立をしている。ここに、もともと買った会社2社とは違って、利害関係人で、ササイ建設産業株式会社が突然参加されまして、その事情を全部わかった上で、2社からササイ建設産業株式会社さんが所有権移転で土地を取得されたということでございます。

なお、先ほども言いました、私どもが原告、被告でもございませんので、聞き及んでいる範囲で、今、お答えを申し上げましたが、これらのもともと転売してもうけようと思っていた、自由に使える土地や思ったということで裁判が起きたけれども、その中で、その土地の経過なり、中に何が入っているか、どういう工事がやられて、どういうものが埋まっているということも全部裁判の中で相手方から訴えられて、わかった上で、その条件で和解で買われますかということで、裁判所で成立したということからしますと、先ほど町としての考え方を申し上げたように、コベルコ株式会社さんは、当然前所有者のササイさんは全部ご存じの上やから、そこへ買い戻しなり、損害を言われたらどうですかという考え方で調停には臨んでいきたいなというふうに考えているところでございます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 花木高齢福祉課長。

高齢福祉課長(花木秀章) 私の方からは、谷田議員の1点目のご質問、高齢者見守り活動事業について説明させていただきます。

先ほどの一般質問の中でもふれましたが、今回の高齢者見守り活動事業では、熱中症の予防に効果がある涼感マフラーと高齢者向け熱中症予防啓発冊子をひとり暮らし高齢者や高齢者世帯に対する民生児童委員の地域見守り活動でご活用いただき、熱中症の予防の啓発と安否確認の強化、さらに配慮が

必要な高齢者へは保健師の訪問を実施し、高齢者支援と地域包括ケアの基盤強化を図ることを目的にしております。

今回の補助金につきましては、府の地域包括ケア交付金を活用する井手町独自の事業でございまして、対象者といたしましては、ひとり暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦世帯、あわせまして約1,300の予定をしております。涼感マフラーにつきましては、予算で組んでおります需用費で、保健師の訪問の費用につきましては賃金ということで予定しております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 脇本企画財政課長。

企画財政課長(脇本和弘) 谷田議員の緊急雇用の委託料の関係でございませう。

まず、こちら、先ほど種々の事業を申し上げましたけれども、委託料で、まず私どもが発注して、その委託料の半額以上を新規の採用にすることというふうな条件づけをしまして発注をするというふうなことを、それがまた補助金の対象にはなるんですけれども、そういうことを定義をしながら発注をしていくというふうなことでなっております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中村理事。

理事(中村秀一) 谷田議員の繰越事業についてのご質問についてお答えします。

繰越計算書の中で、道路新設改良費の分につきましては、町道1号線ということで、通称一丁道と言われておりますのが現在工事をしているところでございまして、完了予定が7月31日で予定をしております。もう1カ所、町道44号線、これも契約繰越でありまして、これは北区内の道路拡幅でありまして、これは既に完了をしております。あと、町道1号線で、現在用地交渉中ではありますが、その場所を買え次第、今、交差点部分での改良を1カ所予定しているというところでございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 西島理事。

理事（西島栄治） 谷田議員の5点目、6点目の関係であります。消防車庫の整備の、どこの車庫かと、また何平米かということではありますが、これは玉水消防車庫、玉水区の消防車庫でございます。区の方から、土地の整理ができたので、何とかその中心地に車庫を移設というのか、建てかえてほしいという要望がありましたので、その場所を購入して、車庫を建てかえるものでございます。面積につきましては、34.47平米でございます。

それから、6点目の、防災空地の整備ということで、石垣公園の関係であります。現在、石垣区が区民から借りて、40年余りたっているんですが、児童公園という形で活用されてきました。今回、土地の所有者から区の方に返してほしいという、区の方に要望がありまして、区の方から町の方に、何とかあの場所については児童公園、また、今、災害等のことがある、密集している地域でありますので、何とかそういう一時的な防災空地、広場を設定してもらえないかというような要望が出てきまして、町といたしましては、今回、児童公園を防災空地と、それから児童公園、児童遊園というのか、児童公園と併用した一時避難的な場所をつくっていきたいというふうに考えまして、今回、予算に計上したものでございます。内容的については半々ぐらいの形で進めたいというふうに考えております。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（「全部アスファルトにしなあかんとか、そういう規定はないんですか」の声あり）

議長（村田忠文） 答弁願えますか。全部アスファルトにしなあかんとか、そういう規定は、防災空地の場合。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 西島理事。

理事（西島栄治） 全面的にするとか、それで内容的には、ほかの場所につきましては、全面的に舗装をしながら、また、かまど、ベンチ等も設置をしていくというふうに考えております。別に舗装をしなればというようなこともありますが、舗装する方が防災空地としては有効に使えるのではないかなというふうに考えております。ただ、石垣の関係については、そういう防災空地と児童的な遊園というようなことで、そういう形で考えているところでございます。何ら問題はございません。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) これですべて質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 討論なしと認めます。したがって討論を終わります。

これより議案第24号、平成24年度井手町一般会計補正予算(第1回)を採決します。

議案第24号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手全員です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたしたいと思います。

ご連絡いたします。木村議会運営委員長より、6月29日の午前9時から議会運営委員会を開催いたしますので、委員の皆様方には、早朝ですがご出席いただきたいと思います。内容は、意見書と議会決議の取り扱いについて、議事日程を協議いたしたいと思います。

また、中坊交通対策特別委員長より、7月5日、午前7時30分より委員会を開催しますので、委員の皆様はご承知おきください。

これで、本日は散会いたします。

なお、次回は6月29日、午前10時から会議を開きますので、よろしく願いいたします。

本日はご苦労さんでございました。

散会 午後 2時24分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 村 田 忠 文

署名議員 木 田 鈴 美

署名議員 中 坊 陽